

さくらの山公園でお花見をしませんか

第13回さくら祭り

日時 4月1日(土)・2日(日)
午前10時～午後8時30分

場所 さくらの山公園・保健
センター北側駐車場

さくらの山公園ライトアップ

期間 3月27日(月)～4月10日(月)
※開花状況により変更するこ
とがあります。

時間 午後6時～9時
場所 さくらの山公園

さくら祭り出店者募集

日時 4月1日(土)・2日(日)
午前10時～午後8時30分

場所 保健センター北側駐車場
対象 観光協会会員の事業者、
農家の方

募集数 4ブース(1団体1
ブース)、移動販売車2台

申込み 3月20日(月)までに観
光協会事務局窓口(OTI
C)へ提出(募集要項は同
協会窓口にあります)

さくら祭り催し物団体募集

日時 4月1日(土)・2日(日)
午前10時30分～午後3時

場所 さくらの山公園遊歩道
沿い

申込み 3月20日(月)までに観
光協会事務局窓口(OTI
C)へ提出(募集要項は同
協会窓口にあります)

問合せ 越生町観光協会事務局

TEL 292-1451
FAX 292-1456



申請期限は6月30日まで・お忘れなく

臨時福祉給付金(経済対策分)の支給について

支給対象診断チャート

▼スタート▼

平成28年度分
の住民税が課
税されました
か

はい

臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象ではあ
りません

いいえ

平成28年度分
の住民税が課
税されている方に扶養さ
れていますか

はい

臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象ではあ
りません

いいえ

生活保護を受
けていますか

はい

臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象ではあ
りません

いいえ

臨時福祉給付金
(経済対策分)の
支給対象となる可
能性があります

平成26年4月に消費税率が
引き上げられたことに伴い、
所得の少ない方への影響を緩
和するため暫定的・臨時的な
措置として、対象の方に臨時
福祉給付金の支給を行ってき
ました。新たに「臨時福祉給
付金(経済対策分)」として、
1人につき1万5千円の支給
を実施します。

対象 平成28年度臨時福祉給
付金(3千円)の支給対象
になっている方(今年度分

の住民税が課税されていな
い方)

※基準日(平成28年1月1日)

時点で越生町に住居票があ
る方が対象です。

※課税されている方に生活の
面倒を見てもらっている方
(課税者の被扶養者)や生
活保護受給者などは対象と
なりません。

支給額 1人につき1500
0円

申請方法 「臨時福祉給付金
(経済対策分)申請書」に

必要事項を記入のうえ関係
書類を添付し、健康福祉課
窓口へ申請してください。

※申請書は、対象と思われる
世帯に郵送しています。

申請期間 3月1日(水)～6月
30日(金)

○申請方法に関すること
健康福祉課 福祉担当

TEL 内線113

○制度に関すること
厚生労働省(専用ダイヤル)

TEL 0570037192

希望する町内の事業者は申請してください

小規模工事等受注希望者登録について

町では、屋根や壁の修理・フェンスや側溝の修繕など、130万円以下の小規模な工事等を行う場合には、事前に登録されている町内業者へ優先して発注を行っています。

対象 次の条件を満たす事業者
 ○町内に事業所を有すること
 ○町税の滞納がないこと
 ※入札参加資格審査申請をしている方は、提出する必要はありません。
 申込み 随時、次の書類を企

画財政課窓口へ提出（郵送不可）

提出書類 ○小規模工事等受注希望者申請書（同課窓口で配付）

○町税納税証明書（税務課で1枚200円で発行）

※印鑑（見積書や契約書に使用しているもの）もお持ちください。

有効期限 平成29年4月1日

31年3月31日

問 企画財政課 管財担当

TEL 内線 226

越辺川 川のまると再生プロジェクトお披露目会

埼玉県と越生町・毛呂山町が平成25年度から進めていた「越辺川 川のまると再生プロジェクト（梅園橋から今川橋まで）」が完成しました。この事業により、川沿いに遊歩道や公衆用トイレ等が整備されました。この完成を記念した式典を行いますので、ご来場ください。遊歩道の散策も予定しています。

日時 3月19日（日）
 午前10時～11時30分（小雨決行）
 場所 いこいの広場
 内容 完成式典、西大久保太鼓「ひびき」の演奏など
 問 まちづくり整備課 土木営繕担当
 TEL 内線 153



申請はお済みですか・申請期限は3月31日まで

新婚生活を始めるための費用（最大18万円）を助成します

対象世帯 次の条件をすべて満たす世帯（夫婦）

○平成28年10月1日から29年3月31日までに婚姻届を提出し、越生町に住民票がある世帯

○婚姻届提出時点で、夫婦ともに50歳未満

○夫婦の平成27年分の所得額の合計が300万円未満の世帯

※1 貸与型奨学金を返済している場合は、平成27年中の返済額を所得額から控除できます。

※2 婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職・転職した場合、最後に離職・転職した月の翌月の夫婦の所得額の合計に12を乗じた金額を審査基準の所得額とします。

○夫婦ともに町税等の滞納がないこと

○過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと

補助金額 1世帯上限18万円

（住居費と引越し費用を合わせた額）

対象経費 平成28年9月1日から29年3月31日までの転入・転居にかかる次の費用

○新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当分は対象外

○新規の住宅取得費用

○結婚に伴う引越し費用

申込み 3月31日（金）までに次の書類を企画財政課窓口へ提出

提出書類 ○越生町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（同課窓口で配付）

○結婚届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本

○夫婦の平成27年分（28年度）所得証明書と直近の納税証明書または非課税証明書

○夫婦がともに越生町に登録されている住民票の写し

○物件の売買契約書の写し（住宅を取得した場合）

○物件の賃貸借契約書と領収書の写し（住宅を賃借した場合）

○住宅手当支給証明書（住宅を賃借した場合）

○引越し費用の領収書の写し（引越し費用の補助金の交付を申請する場合）

○貸与型奨学金の返済額がわかる書類（※1に該当する場合）

○離職または転職した翌月の給与明細と離職票の写し（※2に該当する場合）



問 企画財政課 企画担当

TEL 内線 224